第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画（素案）に対する意見募集の結果について

意見募集期間：令和2年12月15日（火）～令和3年1月15日（金）

提出者数　　：3名（FAX 1名・Eメール2名）

意見数　　　：3件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見内容 | 市の考え方 |
| ① | **保育所等訪問支援について（素案P65）**  保育所等訪問支援について、学校とのつながりがより強くないと難しいのではないかと感じます。 | 厚生労働省平成28年度障害者総合福祉推進事業にて作成された「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」において、保育所等訪問支援は、訪問先機関との信頼関係を築くことが何より重要であると明記されています。  本市では利用者、事業者、保育や教育等といった関係機関の声を聞きながら、支援を必要としている子供が利用できるような体制の構築を目指していきたいと考えています。 |
| ② | **自動車運転免許取得事業について（素案P62）**  対象が身体障害者になっているようなので、軽度の知的障害者などは取得の可能性があると思われるので、社会参加の意味からも、今後の取組のなかで門戸を広げた方がよいのではないか。 | 本事業は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、近隣市とほぼ同様の制度で実施しております。  門戸を広げた方がよいのではとのご意見につきましては、障害者の社会参加を効果的に促進できるよう、対象範囲について調査・研究を行ってまいります。 |
| ③ | **失語症者向け意思疎通支援について（素案P60）**  昨年度から始まった千葉県の失語症者向け意思疎通支援者養成研修に言語聴覚士として携わっております。素案の意思疎通支援事業の項目には、手話通訳、要約筆記に関する記載のみで、失語症者向け意思疎通支援についての記載が一切ありません。  失語症は難聴等に比べて認知度が低く、また一見健常に見えてしまう場合もあり、障害に理解や協力が得られず、孤立したり困っておられる方が地域に多くいらっしゃいます。しかし、言葉の障害のため当事者が公的な支援を求めたり、こうした意見として表明することが難しい面もあります。  昨年からの養成研修で必要な知識や技術を習得された方達がおり、支援を必要としている失語症の方達が地域で待っていますが、自治体から派遣されない限り、折角の支援を届けることが出来ません。  計画に失語症者向け意思疎通支援も取り入れて下さいますよう、宜しくお願い致します。 | 本市でも失語症者向けの派遣事業の必要性は認識しており、予算化に向けて近隣自治体と情報交換を行っております。  事業の流れとしては、はじめに千葉県から委託を受けた事業者が養成研修を実施し、その後に千葉県が養成研修を修了した方に派遣可能な自治体を伺ったうえで登録し、各自治体に対し派遣可能な方（支援員）の名簿を配布するというものです。  しかしながら、そのような方法では、派遣可能な支援員が登録されていない自治体は、派遣依頼があったとしても派遣することができず、逆に派遣可能な支援員が登録されていてもその自治体で派遣事業を実施していない場合は、やはり派遣ができないということになります。  このような状況から、近隣自治体と情報交換する中で、派遣事業を実施する場合は、千葉県内で平等にサービスを受けられる体制にすべきであり、そのためには、自治体ごとに実施するのではなく、養成事業と派遣事業を一本化した体制で実施することが望ましいという意見が多く出ており、本市も同様の考えを持っております。  そこで、千葉県と複数の自治体が共同で委託先事業者と協定を締結して派遣事業を実施できるよう千葉県に働きかけていき、できるだけ早く事業化できるよう取り組んでまいります。  本計画には、失語症者向け意思疎通支援の派遣事業の事業化に向けて、千葉県に働きかけていく旨を記載いたします。 |